

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年3月31日提出
【計算期間】	第11期中(自 2021年7月9日至 2022年1月8日)
【ファンド名】	マザーズ・コア上場投信
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【ファンドの運用状況】

【マザーズ・コア上場投信】

以下の運用状況は2022年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,136,329,600	99.81
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,201,487	0.19
合計（純資産総額）		1,138,531,087	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末（2012年 7月 8日）	762	766	839	844	833
第2計算期間末（2013年 7月 8日）	1,360	1,365	1,585	1,591	1,590
第3計算期間末（2014年 7月 8日）	1,668	1,668	3,543	3,543	3,480
第4計算期間末（2015年 7月 8日）	2,025	2,035	4,248	4,268	4,230
第5計算期間末（2016年 7月 8日）	1,114	1,134	3,203	3,263	3,210
第6計算期間末（2017年 7月 8日）	733	746	4,108	4,178	4,260
第7計算期間末（2018年 7月 8日）	955	966	2,780	2,811	2,792
第8計算期間末（2019年 7月 8日）	1,035	1,050	2,606	2,644	2,601
第9計算期間末（2020年 7月 8日）	831	842	2,453	2,484	2,450
第10計算期間末（2021年 7月 8日）	955	963	4,233	4,270	4,225
2021年 1月末日	1,012	—	3,292	—	3,300
2月末日	1,025	—	3,332	—	3,325
3月末日	1,122	—	3,649	—	3,645
4月末日	1,114	—	3,623	—	3,620
5月末日	1,045	—	3,399	—	3,405
6月末日	941	—	4,174	—	4,165
7月末日	914	—	4,051	—	4,065
8月末日	1,003	—	4,447	—	4,455
9月末日	712	—	4,550	—	4,560
10月末日	866	—	4,293	—	4,315
11月末日	868	—	4,039	—	4,035
12月末日	893	—	3,945	—	4,050

2022年 1月末日	1,138	—	2,699	—	2,723
------------	-------	---	-------	---	-------

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2011年11月28日～2012年 7月 8日	5.0000
第2期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	6.0000
第3期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	0.0000
第4期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	20.0000
第5期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	60.0000
第6期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	70.0000
第7期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	31.0000
第8期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	38.0000
第9期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	31.0000
第10期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	37.0000
当中間期	2021年 7月 9日～2022年 1月 8日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2011年11月28日～2012年 7月 8日	△11.72
第2期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	89.63
第3期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	123.53
第4期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	20.46
第5期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	△23.19
第6期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	30.44
第7期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	△31.57
第8期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	△4.89
第9期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	△4.68
第10期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	74.07
当中間期	2021年 7月 9日～2022年 1月 8日	△19.89

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2 【設定及び解約の実績】

【マザーズ・コア上場投信】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2011年11月28日～2012年 7月 8日	908,500	0
第2期	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	654,006	704,288
第3期	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	357,081	744,399
第4期	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	280,899	274,981
第5期	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	76,940	205,911
第6期	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	0	169,283
第7期	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	201,359	36,148
第8期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	147,959	94,640
第9期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	6,833	64,702
第10期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	13,762	127,322
当中間期	2021年 7月 9日～2022年 1月 8日	82,982	69,097

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年 7月 9日から2022年 1月 8日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【マザーズ・コア上場投信】

（１）【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第10期 (2021年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2022年 1月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	180,737,534	297,026,398
株式	951,610,300	809,498,000
未収入金	5,836,188	2,320
未収配当金	501,200	12,000
未収利息	3,798	919
その他未収収益	324,873	134,429
流動資産合計	1,139,013,893	1,106,674,066
資産合計	1,139,013,893	1,106,674,066
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,349,605	-
未払受託者報酬	656,343	480,894
未払委託者報酬	4,080,963	3,169,206
未払利息	197	88
受入担保金	168,000,000	288,429,120
その他未払費用	2,769,912	2,384,868
流動負債合計	183,857,020	294,464,176
負債合計	183,857,020	294,464,176
純資産の部		
元本等		
元本	215,735,740	229,009,800
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	739,421,133	583,200,090
（分配準備積立金）	166,656	166,656
元本等合計	955,156,873	812,209,890
純資産合計	955,156,873	812,209,890
負債純資産合計	1,139,013,893	1,106,674,066

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	前中間計算期間 (自 2020年 7月 9日 至 2021年 1月 8日)	当中間計算期間 (自 2021年 7月 9日 至 2022年 1月 8日)
営業収益		
受取配当金	8,141,760	3,434,600
受取利息	68,424	13,856
有価証券売買等損益	350,629,100	△139,785,576
その他収益	4,164,978	2,119,452
営業収益合計	363,004,262	△134,217,668
営業費用		
支払利息	89,449	10,033
受託者報酬	745,039	480,894
委託者報酬	4,415,753	3,169,206
その他費用	2,528,701	2,384,868
営業費用合計	7,778,942	6,045,001
営業利益又は営業損失（△）	355,225,320	△140,262,669
経常利益又は経常損失（△）	355,225,320	△140,262,669
中間純利益又は中間純損失（△）	355,225,320	△140,262,669
一部交換に伴う中間純利益金額の分配額又は一部交換に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	507,650,943	739,421,133
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,234,998	262,984,894
中間一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,234,998	262,984,894
剰余金減少額又は欠損金増加額	97,508,876	278,943,268
中間一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	97,508,876	278,943,268
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	792,602,385	583,200,090

（３）【中間注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	第10期 (2021年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2022年 1月 8日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 324,299,100円 期中追加設定元本額 13,156,472円 期中交換元本額 121,719,832円	期首元本額 215,735,740円 期中追加設定元本額 79,330,792円 期中交換元本額 66,056,732円
2. 受益権の総数	225,665口	239,550口
3. 株式貸借取引	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 153,862,300円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。 株式 252,282,000円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 (2021年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2022年 1月 8日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
 該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第10期 (2021年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2022年 1月 8日現在)
1口当たりの純資産額 4,233円	1口当たりの純資産額 3,391円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額等（2022年1月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2022年1月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	69	614,054
単位型株式投資信託	45	137,138
単位型公社債投資信託	4	7,578
合計	118	758,770

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

- 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			2,951,245		6,336,550
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			16,636		16,404
4 未収委託者報酬			307,663		458,959
5 未収運用受託報酬			693,545		2,076,525
6 未収投資助言報酬			—		12
7 その他			89,364		106,129
流動資産計			4,058,555		8,994,681
II 固定資産					
1 有形固定資産			20,005		19,092
(1)建物付属設備	*1	11,127		*1	8,044
(2)器具備品	*1	8,878		*1	11,048
2 無形固定資産			761		652
(1)電話加入権		761		652	
3 投資その他の資産			104,149		108,138
(1)投資有価証券		26,135		31,316	
(2)長期差入保証金		75,075		74,702	
(3)長期前払費用		2,939		2,119	
固定資産計			124,916		127,882
資産合計			4,183,472		9,122,564

科目	期別	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
Ⅰ 流動負債					
1 預り金			73,364		75,413
2 未払金			1,420,140		2,069,638
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			19,548		26,643
5 未払法人税等			350,928		1,399,572
6 未払消費税等			23,597		393,431
7 前受金			17,009		24,392
流動負債計			1,909,538		3,994,040
Ⅱ 固定負債					
1 資産除去債務			24,894		25,137
2 繰延税金負債			443		696
固定負債計			25,338		25,833
負債合計			1,934,876		4,019,874
(純資産の部)					
Ⅰ 株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金	92,500			92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	1,790,060			4,639,448	
利益剰余金計			1,882,560		4,731,948
株主資本計			2,252,560		5,101,948
Ⅱ 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△ 3,965		742
評価・換算差額等計			△ 3,965		742
純資産合計			2,248,595		5,102,690
負債・純資産合計			4,183,472		9,122,564

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
		金 額		金 額	
I 営業収益			5,312,186		9,770,057
1 委託者報酬		2,564,725		6,000,778	
2 運用受託報酬		2,747,460		3,748,014	
3 投資助言報酬		—		10	
4 その他営業収益		—		21,253	
II 営業費用					

1 支払手数料	208,965		170,590	
2 調査費				
(1)調査費	37,225		44,486	
(2)委託調査費	138,052		183,688	
3 委託計算費	18,336		20,636	
4 通信費	2,508	405,087	3,909	423,311
III一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,352,600		1,352,600	
(2)給料・手当	383,233		377,011	
(3)賞与・退職金等	1,338,197		1,994,191	
2 交際費	7,253		6,333	
3 旅費交通費	20,835		1,116	
4 業務事務委託費	15,835		13,087	
5 租税公課	48,325		97,164	
6 不動産賃借料	112,369		112,516	
7 固定資産減価償却費	7,258		7,888	
8 諸経費	*1 174,055	3,459,964	*1 200,159	4,162,069
営業利益		1,447,134		5,184,676
IV営業外収益				
1 受取利息	452		141	
2 為替差益	—		20,861	
3 受取配当金	320		1,560	
4 還付加算金	4,645		—	
5 投資有価証券売却益	—		0	
6 その他の営業外収益	—	5,417	682	23,245
V 営業外費用				
1 為替差損	6,384		—	
2 その他の営業外費用	—	6,384	180	180
経常利益		1,446,168		5,207,742
VI特別損失				
1 固定資産除却損	806	806	109	109
税引前当期純利益		1,445,361		5,207,633
法人税、住民税及び事業税	419,603		1,508,465	
法人税等調整額	△ 16,101	403,501	△ 221	1,508,244
当期純利益		1,041,860		3,699,388

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				

当期首残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	△ 1,129	2,209,576
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 1,000,006	△ 1,000,006	△1,000,006	—	△ 1,000,006
当期純利益	—	—	1,041,860	1,041,860	1,041,860	—	1,041,860
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 2,835	△ 2,835
当期変動額合計	—	—	41,853	41,853	41,853	△ 2,835	39,018
当期末残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	△ 3,965	2,248,595

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	△ 3,965	2,248,595
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 850,001	△ 850,001	△850,001	—	△ 850,001
当期純利益	—	—	3,699,388	3,699,388	3,699,388	—	3,699,388
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	4,707	4,707
当期変動額合計	—	—	2,849,387	2,849,387	2,849,387	4,707	2,854,095
当期末残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物付属設備	47,834千円	50,917千円
器具備品	18,376千円	21,616千円
計	66,210千円	72,534千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	63,443	63,443
1年超	95,165	31,721
合計	158,609	95,165

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,951,245	2,951,245	—
(2) 未収委託者報酬	307,663	307,663	—
(3) 未収運用受託報酬	693,545	693,545	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	26,135	26,135	—
資産計	3,978,589	3,978,589	—
(1) 未払金	1,420,140	1,420,140	—
(2) 未払法人税等	350,928	350,928	—
負債計	1,771,068	1,771,068	—

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	6,336,550	6,336,550	—
(2) 未収委託者報酬	458,959	458,959	—
(3) 未収運用受託報酬	2,076,525	2,076,525	—
(4) 未収投資助言報酬	12	12	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	31,316	31,316	—
資産計	8,903,364	8,903,364	—
(1) 未払金	2,069,638	2,069,638	—
(2) 未払法人税等	1,399,572	1,399,572	—
負債計	3,469,210	3,469,210	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,951,245	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	307,663	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	693,545	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	101	17,826	—
合計	3,952,454	101	17,826	—

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	6,336,550	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	458,959	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,076,525	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	12	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	96	21,550	—
合計	8,872,047	96	21,550	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	101	100	1
小計	101	100	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	26,034	30,000	△3,966

小計	26,034	30,000	△3,966
合計	26,135	30,100	△3,964

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,550	20,000	1,550
小計	21,550	20,000	1,550
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,766	10,100	△333
小計	9,766	10,100	△333
合計	31,316	30,100	1,216

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	9,063千円	10,911千円
未払事業税	22,998千円	76,285千円
その他有価証券評価差額金	1,214千円	102千円
資産除去債務	7,622千円	7,697千円
繰延税金資産小計	40,900千円	94,996千円
評価性引当額（注）	△40,900千円	△94,996千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△0千円	△474千円
固定資産（除去費用）	△443千円	△221千円
繰延税金負債合計	△443千円	△696千円
繰延税金負債の純額	△443千円	△696千円

（注）評価性引当額が54,095千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が53,286千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.0%
評価性引当額の増減	1.7%	1.0%
特別税額控除	△4.5%	△2.8%
その他	△0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8%	29.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	24,654千円	24,894千円
時の経過による調整額	240千円	242千円
期末残高	24,894千円	25,137千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,564,725	2,747,460	5,312,186

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	6,000,778	3,748,014	10	21,253	9,770,057

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,583,217	2,514,791	211,389	2,787	5,312,186

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
6,063,650	3,580,289	75,001	51,115	9,770,057

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,514,791	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	3,580,289	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
-----	------------	-----	--------------------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950
-----	---------------------------	---------	---------	--------------	----------------------	------------------------	-------------	--------	-------------	-------

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資 運用業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の受取 (注)	1,761	—	—
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約	運用受託 報酬の受取 (注)	2,514,791	未収運用 受託報酬	649,321
						事務協力 関係	委託調査費 の支払	51,252		
						役員の 兼任	事務委託費 の支払	19,537	未払金	22,575

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約	運用受託 報酬の受取 (注)	3,580,289	未収運用 受託報酬	2,026,758
						事務協力 関係	委託調査費 の支払	24,000		
						役員の 兼任	事務委託費 の支払	24,726	未払金	6,875,496

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	303,864円21銭	1株当たり純資産額	689,552円76銭
1株当たり当期純利益金額	140,791円94銭	1株当たり当期純利益金額	499,917円42銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,041,860千円	3,699,388千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,041,860千円	3,699,388千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

別	期 科目	当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
		金	額
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			2,731,323
2 直販顧客分別金信託			100
3 前払費用			25,760
4 未収委託者報酬			515,147
5 未収運用受託報酬			289,377
6 未収投資助言報酬			1,723
7 その他			203,365
流動資産計			3,766,797
II 固定資産			
1 有形固定資産			16,230
(1)建物付属設備		*1	6,521

(2)器具備品	*1	9,709	
2 無形固定資産			652
(1)電話加入権		652	
3 投資その他の資産			105,268
(1)投資有価証券		30,127	
(2)長期差入保証金		73,432	
(3)長期前払費用		1,709	
固定資産計			122,150
資産合計			3,888,948

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 預り金			86,543
2 未払金			54,237
3 関係会社未払金			4,950
4 未払費用			27,374
5 未払法人税等			494,238
6 未払消費税等			40,992
7 前受金			8,672
流動負債計			717,008
II 固定負債			
1 資産除去債務			25,259
2 繰延税金負債			218
固定負債計			25,478
負債合計			742,486
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	92,500		
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	2,684,042		
利益剰余金計			2,776,542
株主資本計			3,146,542
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			△ 80
評価・換算差額等計			△ 80
純資産合計			3,146,461
負債・純資産合計			3,888,948

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
		金 額
I 営業収益		
委託者報酬		2,370,240
運用受託報酬		700,006
投資助言報酬		1,942
その他営業収益		91,218
営業収益計		3,163,407
II 営業費用		188,353
III 一般管理費	*1	1,261,179
営業利益		1,713,874
IV 営業外収益		
受取利息		202
受取配当金		600
営業外収益計		802
V 営業外費用		
為替差損		5,678
その他営業外費用		2
営業外費用計		5,681
経常利益		1,708,995
税引前中間純利益		1,708,995
法人税、住民税及び事業税		464,508
法人税等調整額		△ 110
中間純利益		1,244,598

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690
当中間期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 3,200,004	△ 3,200,004	△ 3,200,004	－	△ 3,200,004
中間純利益	－	－	1,244,598	1,244,598	1,244,598	－	1,244,598
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	－	－	－	－	－	△ 822	△ 822
当中間期変動額合計	－	－	△ 1,955,405	△ 1,955,405	△ 1,955,405	△ 822	△ 1,956,228
当中間期末残高	370,000	92,500	2,684,042	2,776,542	3,146,542	△ 80	3,146,461

重要な会計方針

期 別	第 23 期 中 間 会 計 期 間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月 30日)
項 目	

1.有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に 取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利 用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3.収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。 (4) 成功報酬 成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の利益剰余金期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 23 期 中 間 会 計 期 間 末 2021年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	52,440千円
器具備品	24,088千円

（中間損益計算書関係）

第 23 期 中 間 会 計 期 間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月 30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,117千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

（リース取引関係）

第 23 期 中 間 会 計 期 間 末 (2021年9月 30日)	
1.オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	63,443千円
一年超	—
合計	63,443千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間末（2021年9月30日）

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	30,127	30,127	—
資産計	30,127	30,127	—

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

投資信託については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用しております。なお、中間貸借対照表における当該投資信託の金額は30,127千円であります。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第23期中間会計期間末（2021年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,352	20,000	352
小計	20,352	20,000	352
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,775	10,100	△324
小計	9,775	10,100	△324
合計	30,127	30,100	27

（デリバティブ取引関係）
 該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
 第23期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,137千円
時の経過による調整額	122千円
当中間会計期間の期末残高	25,259千円

（収益認識関係）

第 23期 中 間 会 計 期 間 （自 2021年4月 1日 至 2021年9月 30日）	
顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。	
委託者報酬	1,533,885千円
運用受託報酬	693,974千円
投資助言報酬	1,942千円
成功報酬	842,386千円
顧客との契約から生じる収益	3,072,189千円
その他の収益	91,218千円
外部顧客への売上高	3,163,407千円

（セグメント情報等）
 第23期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,370,240	700,006	1,942	91,218	3,163,407

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
2,503,605	510,418	149,383	3,163,407

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	510,418	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 23 期 中 間 会 計 期 間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月 30日)	
1株当たり純資産額	425,197円56銭
1株当たり中間純利益金額	168,188円99銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	1,244,598千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	1,244,598千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 米 永 隆 司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 永 隆 司 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年2月2日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマザーズ・コア上場投信の2021年7月9日から2022年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マザーズ・コア上場投信の2022年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年7月9日から2022年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。